

資金繰り支援制度について

平成21年3月

構成項目

【資金繰り支援】

○セーフティネット保証・貸付制度等

※平成20年10月に発動済み。

別添1

○日本政策投資銀行及び商工中金による低利融資・CP買取

※平成20年12月に発動済み。

別添2

○指定金融機関の出資に対する損失補てん・中小機構による債務保証業務

※産業活力再生法改正案成立後。

別添2

○JBICによる先進国向けの投資金融

※平成21年1月に発動済み。

別添3

○NEXIによる日系企業向けの資金供給

※平成21年1月に発動済み。

別添4

【税制支援】

○平成21年度税制改正のポイント

別添5

対象

- 指定業種（760業種）に属し、売上減少または転嫁困難について市区町村長の認定を受けた中小企業者

効果

- 2億8千万円（うち無担保8千万円）まで別枠で保証可能
- 責任共有制度の対象外（保証協会が100%保証）

期間

- 平成20年10月31日から1年半。この間、約20兆円の利用を想定。

◆対象業種は原則3ヶ月に1回の見直し。

◆金融審査に当たって中小・小規模企業の経営実態を十分勘案するよう基本方針を提示（中小企業庁→信用保証協会連合会→各保証協会）

例：2期連続の赤字を計上し、繰越損失を抱えている場合であっても、赤字の要因や取引先等からの経営支援等を幅広く勘案した上で与信を総合的に判断。

◆手続や対象業種等については、中小企業庁HPを参照。

<http://www.chusho.meti.go.jp>

セーフティネット貸付制度の概要

日本政策金融公庫は、景気後退により経営環境が悪化するなか、中小企業を積極的に支援。

■セーフティネット貸付の特徴

- 長期・固定の安定資金。
- 担保や保証人に対する要望も弾力的に対応。

ご利用いただける方	資金名	融資限度 〔上段: 国民生活事業(小規模企業向け) 下段: 中小企業事業(中小企業向け)〕	融資期間 (最長)
社会的・経済的環境の変化等により、売上や収益が減少する等、業況が悪化している方	経営環境変化対応資金	4千8百万円 (注)	設備15年 運転 8年
		4億8千万円	
金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している方	金融環境変化対応資金	4千万円(別 枠)	運転 7年
		3億円(別 枠)	
関連企業の倒産に伴い経営に困難を来たしている方	取引企業倒産対応資金	3千万円(別 枠)	運転 7年
		1億5千万円(別 枠)	

(注)生活衛生セーフティネット貸付(運転資金のみ)の融資限度は5千7百万円。

セーフティネット貸付制度の拡充

政府の2次補正予算においては、より多様な資金ニーズに応え、資金繰りの円滑化に資するため、次のようなセーフティネット貸付の拡充が盛り込まれています。

○経営環境変化対応資金

・貸付限度額の拡充（注）： 貸付限度額 4億8千万円 ⇒ 7億2千万円

（注）中小企業事業

○金融環境変化対応資金

・貸付期間の延長 : 運転資金 7年以内 ⇒ 8年以内

・資金使途の拡充 : 資金使途に設備資金を追加

※上記資金の対象者で、最近の売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している方に対しては、金利を0.3%引き下げ

○借換需要への対応

・資金繰りの円滑化のため、新規融資に際し、既存公庫融資分と合わせて一本化する借換需要へ対応

日本政策金融公庫による劣後ローンについて

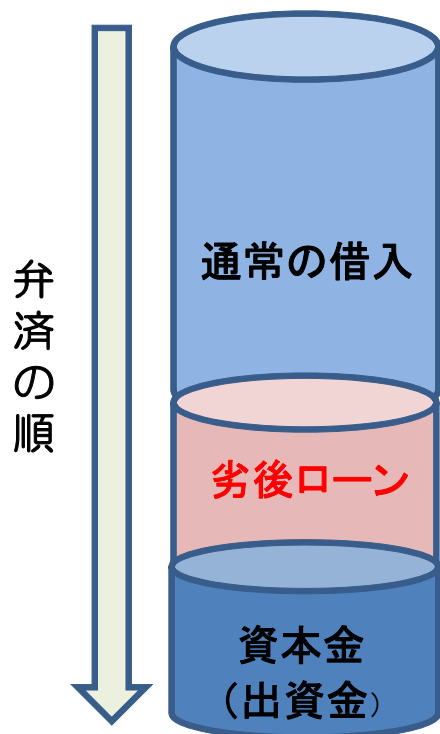
劣後ローン

○借り手が倒産した時、弁済の順序が他の通常の借入金より後になる（劣後する）
借入金

劣後ローンの効果

○劣後ローンを導入することで他の借入金リスクが減少
⇒公庫が劣後ローンを出すことで、銀行等の融資がやりやすくなる効果がある

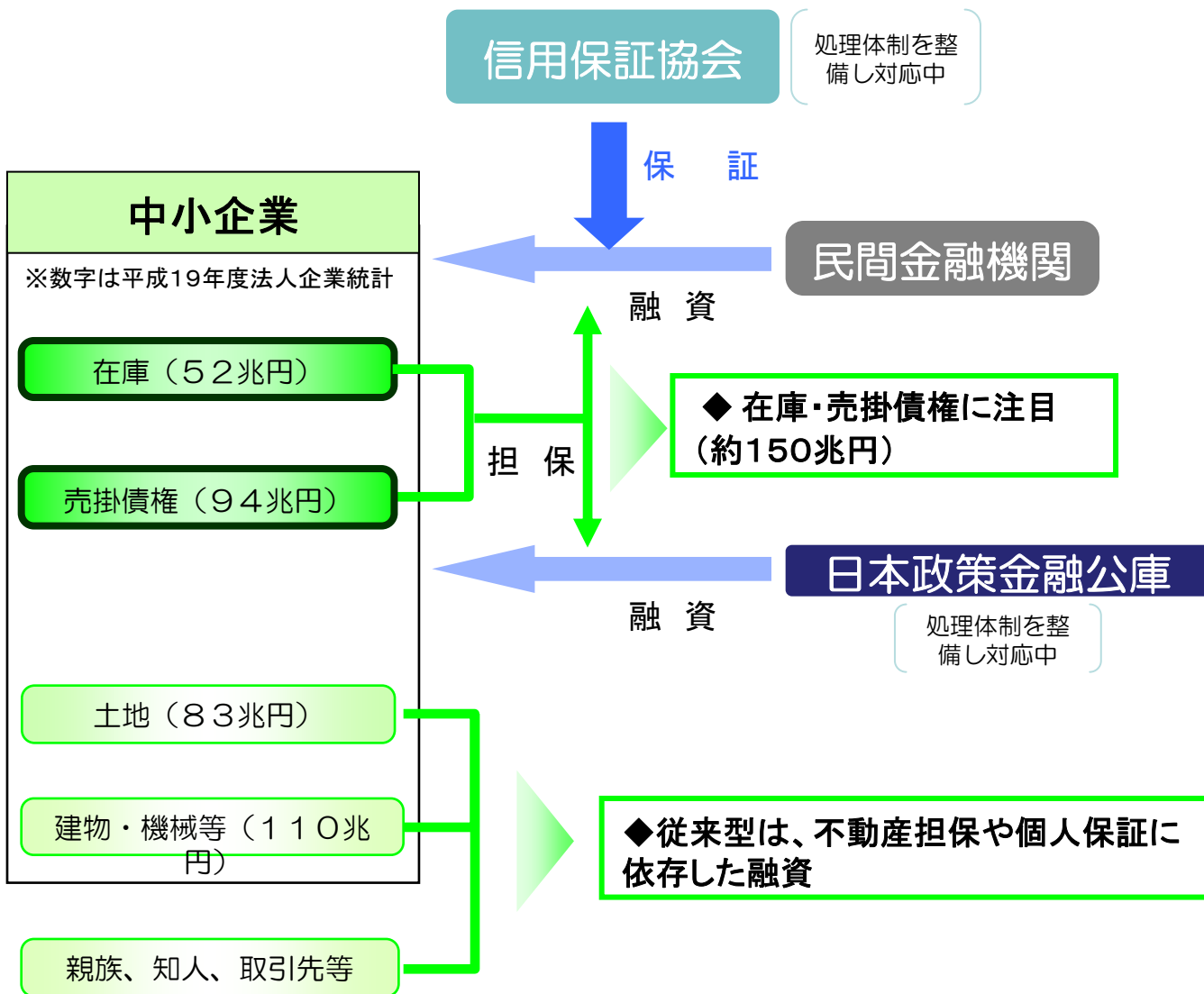
日本政策金融公庫の劣後ローンの概要



	中小企業(H20年度～)	小規模企業向け(今般新設)
貸付対象	企業再建、新事業展開に 取り組む中小・小規模企業	新事業展開に 取り組む中小・小規模企業
限度額	2億円	2000万円 (開業後2期未満は1000万円)
貸付期間	15年(元金は期限一括償還)	10年(元金は期限一括償還) (開業後2期未満は7年)
金利	9.95%、5.30%、0.40%の3 段階の成功払い型	5.30%の固定金利
その他	金融検査上「資本」とみなす	資本性なし
貸付枠	50億円→230億円(拡大)	100億円(新規)

在庫等の担保としての活用

売上げが落ち込み、資金繰りが厳しくなる中で、在庫や売掛債権を担保とした保証・貸付を推進



公的金融機関(信用保証協会、日本政策金融公庫)による実績

【在庫担保】
約1000億円
(平成19年8月以降の累計)

【売掛債権担保】
約1兆6000億円
(平成13年12月以降の累計)

在庫担保の例



(うなぎの蒲焼き)



(ワイン)

在庫・売掛債権を活用した融資の事例

在庫を活用した融資の事例

事例1：うなぎの蒲焼きを活用した融資

借入企業：A社（うなぎ加工食品卸売業）

借入金額：5千万円（保証協会4千万円根保証）

事案の概要：

A社はうなぎの成魚を仕入れ、蒲焼にしたものを冷凍倉庫で保存している。通常在庫は1ヶ月程度であるが、1年で最も需要が大きくなる土用の丑の日（7月）前の5月頃からはおよそ5か月分の在庫を積み上げている。

信用保証協会と地元信用金庫が連携し、当社が継続的に有する在庫を評価（30%の掛け目を設定）。在庫を担保として、地元信金が5千万円の融資枠（保証協会は4千万円の根保証枠）を設定した。本件融資枠の活用により、A社は新たに在庫を担保とした在庫資金の調達が可能となり、従前の無担保枠や不動産担保枠等を活用して新製品開発等の前向き資金を捻出することが可能となった。

売掛債権を活用した融資の事例

事例2：公共工事請負代金債権を活用した融資

借入企業：B社（土木工事業）

借入金額：1千万円（保証協会8百万円保証）

事案の概要：

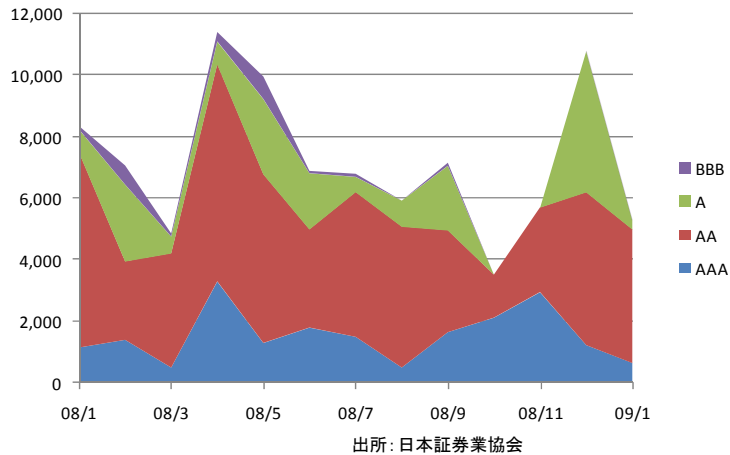
B社は官公庁からの受注を中心とする土木工事業者。地方公共団体からの受注に際し資金繰りに悩んでいたところ、信用保証協会と地元地銀が連携し、公共工事請負代金債権を担保とした融資を提案。発注元の地方公共団体は以前から制度に理解を示しており、債権譲渡禁止特約の解除と債権譲渡の承諾を行った。これによりB社は未完成部分の工事代金債権も含めて譲渡担保として提供し、融資を受けることができた。

（問い合わせ先）日本政策金融公庫 各支店窓口
東京相談センター（03-3270-1260）、名古屋相談センター（052-551-5188）
大阪相談センター（06-6314-7627）、福岡相談センター（092-781-2396）

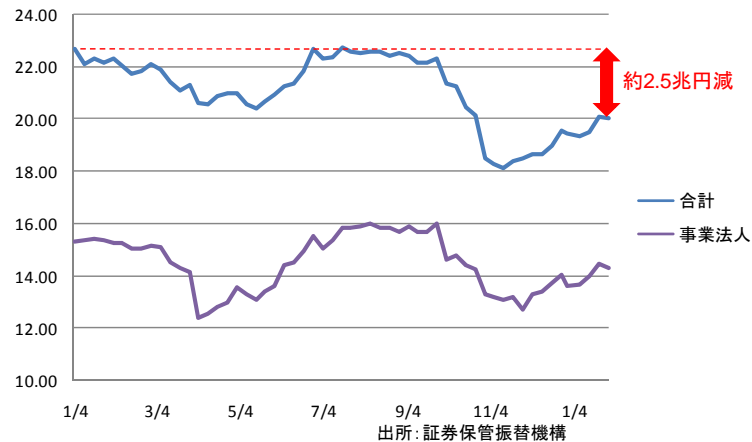
世界金融危機の影響により、我が国の社債・CP市場は機能しない状況。

社債やCPの発行により資金調達を行ってきた中堅・大企業が、銀行からの融資を頼る状況に。

一般事業債・月次起債状況 (単位: 億円)



CP発行残高の推移(08/1/4~09/1/30・週次) (単位: 兆円)

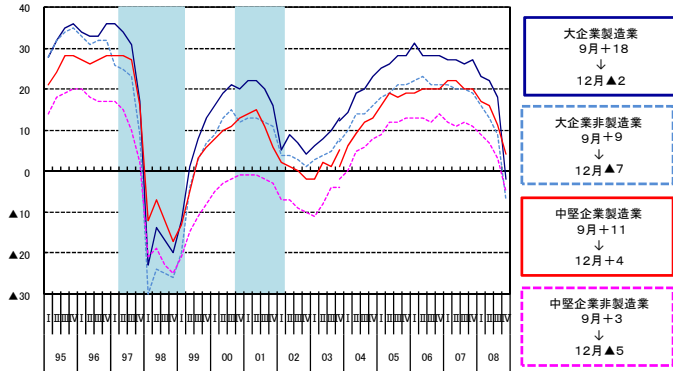


一方、銀行は、株価の低迷や手元流動性の確保が難しいことから、金額の大きな貸出しには特に消極的。

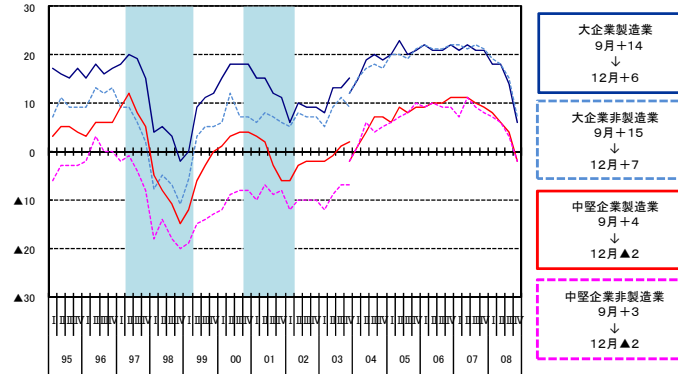
結果、一部の中堅・大企業は、年末に向けて資金繰りが厳しくなり、経営環境が悪化。

早急に対応できる対応を講じる必要。

金融機関の貸出態度D.I. (「緩い」-「厳しい」)



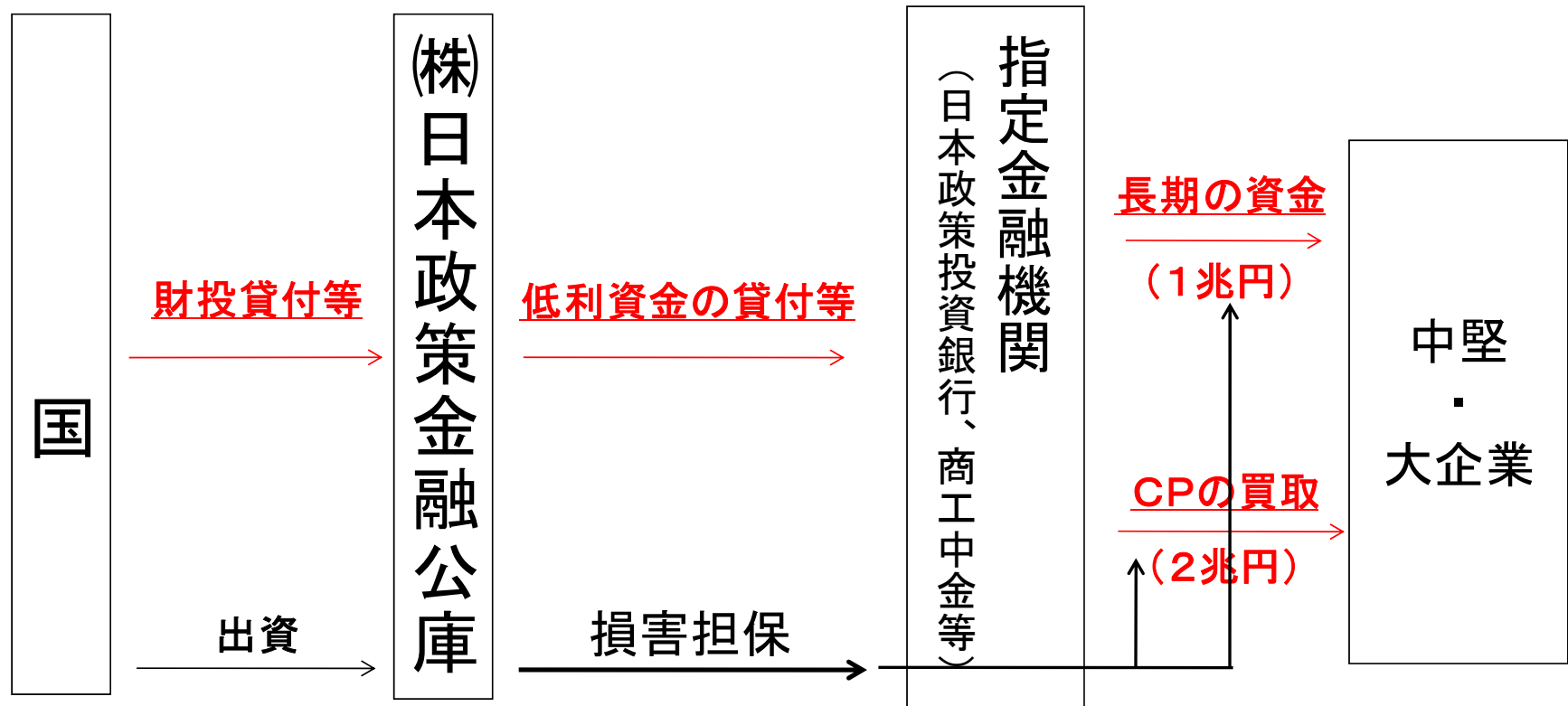
資金繰り判断D. I. (「楽である」-「厳しい」)



中堅・大企業の資金繰り対策（危機対応円滑化業務）

○ 08年12月11日、政府が危機対応業務を行う必要を認定。

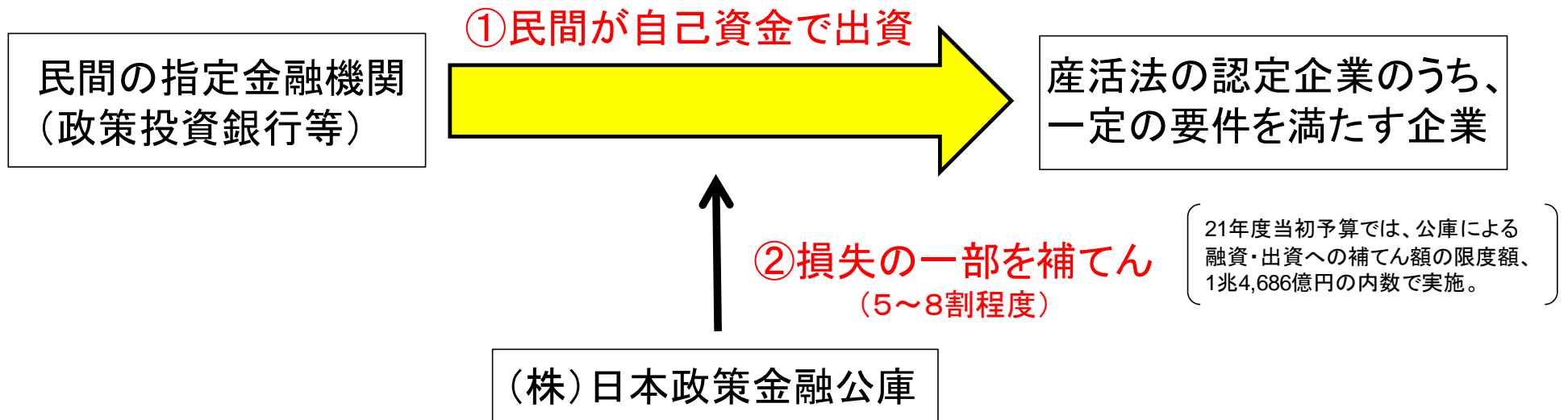
- 中堅・大企業を対象とする、日本政策投資銀行及び商工中金による低利融資【年度内1兆円】
- 日本政策投資銀行を活用した、企業のCP（コマーシャルペーパー）の買取【年度内2兆円】
- リスクが高い案件に対応するため、低利融資やCP買取等の一部に、公庫が損害担保。
（09年1月30日開始）



※21年度も同様の措置を講じる。

【産活法関連】 指定金融機関の出資に対する損失補てん

- 一定期間後（原則3年後）に当該企業の収益性の向上が見込まれる事業計画を有しているものの、世界的な金融危機の影響により、急激に売上げ等が悪化し、自己資本が減少しており、融資だけでなく出資が不可欠な企業が生じるおそれ。
- こうした出資を円滑化する観点から、危機対応業務の一環として以下の措置を講ずる。
 - ① 指定金融機関は、産活法の認定企業のうち、国民経済に及ぼす影響が大きく（雇用規模が大きい企業や当該企業に代替困難な基幹部品等の相当割合を供給している企業など）、かつ、他の民間金融機関が協調して融資等を行う予定のある企業に対して、出資を行う。
 - ② 投資先企業の倒産等により、出資元本に損失が生じた場合に、指定金融機関に係る当該損失の一部を、政策金融公庫が補てんする。
 - ③ なお、当該業務は、「内外の金融秩序の混乱のため、企業が出資による資金調達が困難となっている期間内に」限って、行われる（当面、平成22年3月末までを想定）。



【産活法関連】 中小機構による債務保証業務

○ 産業活力再生特別措置法の改正を行い(現在、改正案を国会提出中)、独立行政法人 中小企業基盤整備機構が、主として中堅企業の資金繰り対策を目的として、以下の債務保証業務を行えるようにする。

○対象企業

主として中堅企業を対象(産活法上の認定事業再構築事業者などに限る。)

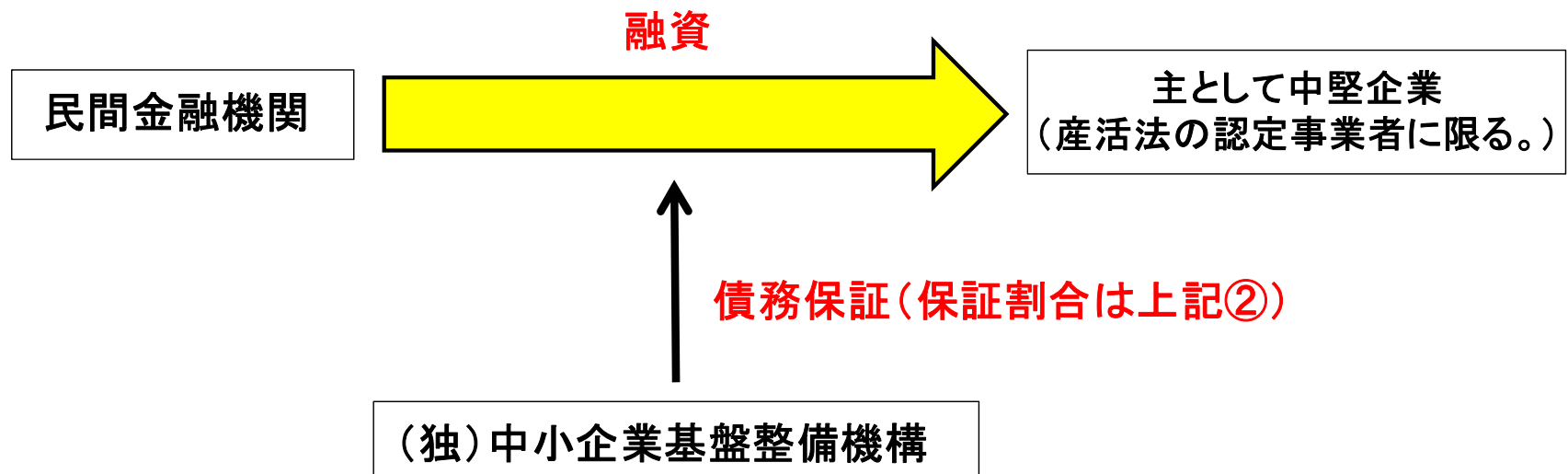
認定事業再構築事業者

- ・ 一定期間(原則3年)のうちに当該企業の価値の向上が見込まれる事業計画を有しているとして、産活法の大員認定を受けた企業。

○保証条件(検討中)

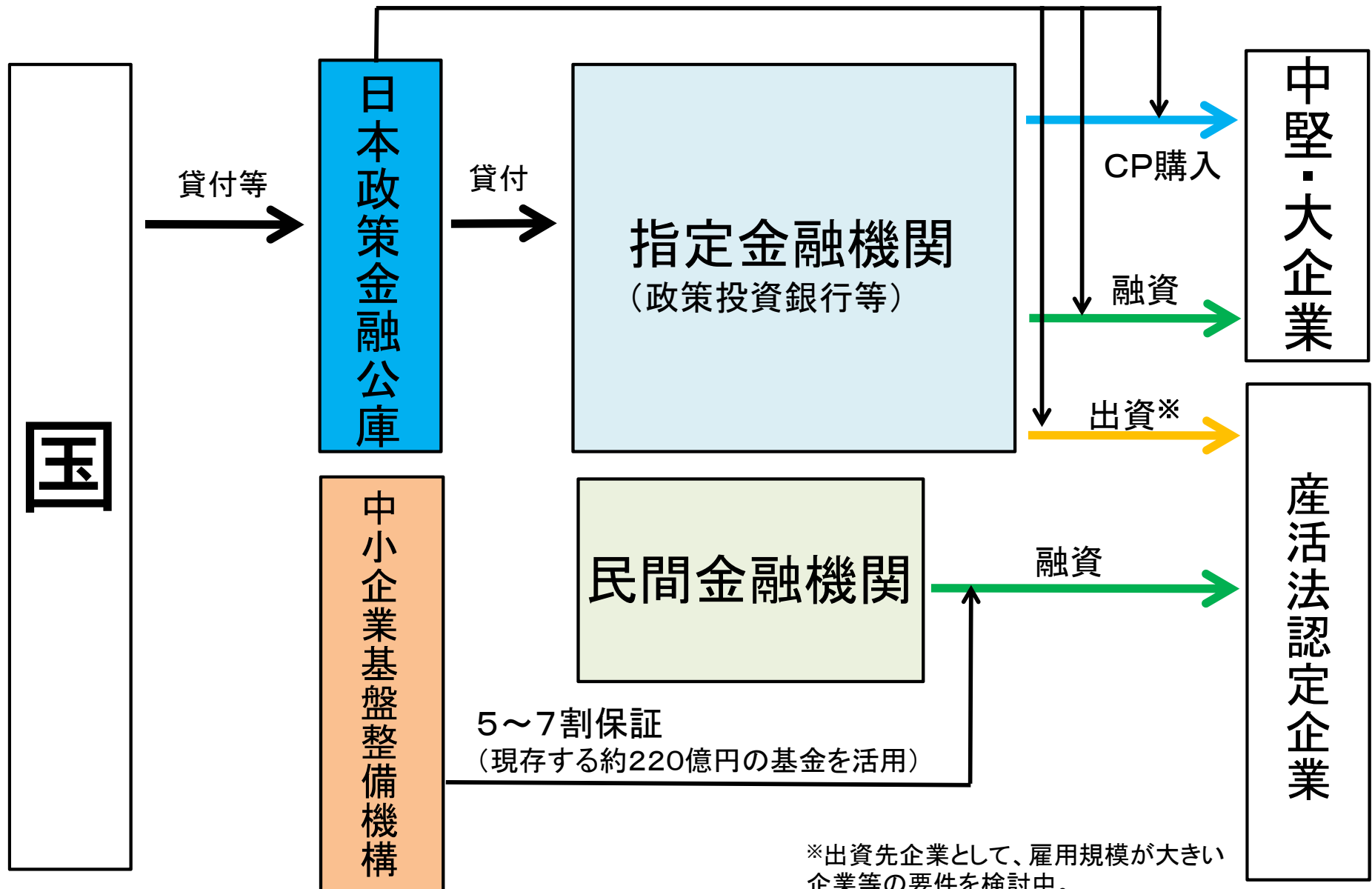
- ① 保証限度額: 20億円
- ② 保証割合: 50%~70%

* 法律の公布後、3ヶ月以内に施行



【まとめ】企業の資金繰り対策

損失補てん(CP:7200億円、出資・融資:約1.5兆円の補てん枠)(平成21年度当初予算)



※出資先企業として、雇用規模が大きい企業等の要件を検討中。

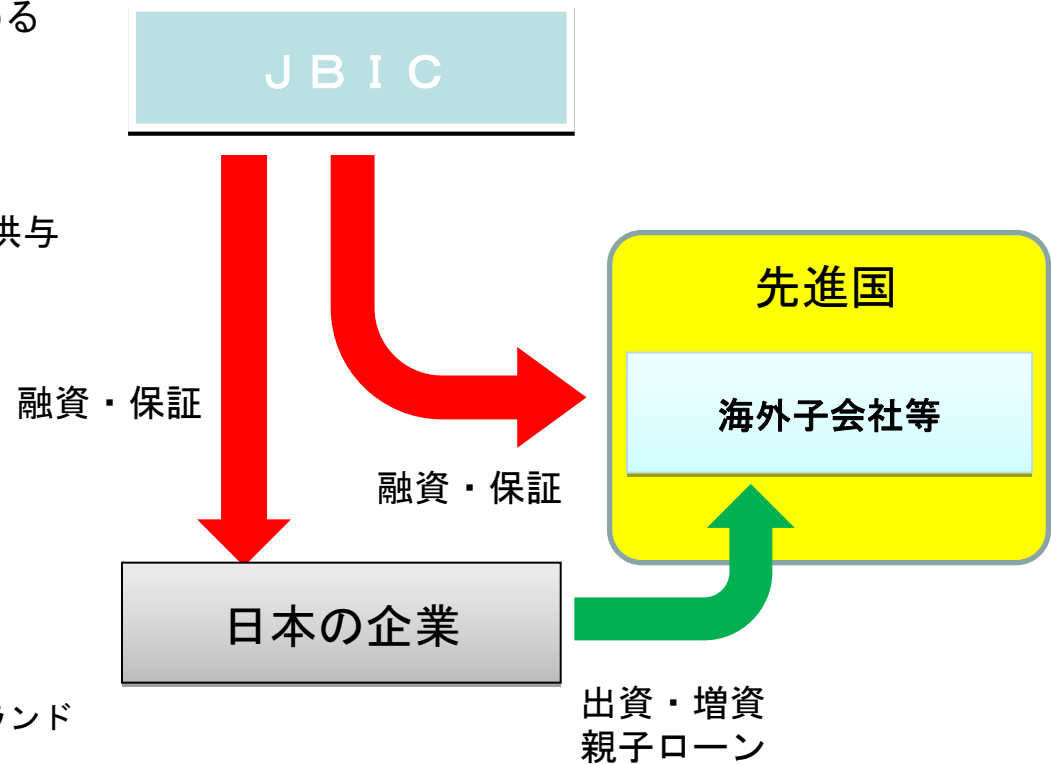
〔先進国向け投資金融の概要〕

- 対象企業：先進国において事業を行う本邦企業及び現地子会社等
- 協調融資：銀行等との協調融資。協調融資総額に占めるJBICの融資割合は、6割を限度（中堅・中小企業向けは、7割限度）
- 金 利：協調融資行の金利を下回らないもの
- 融資期間：5年以内。なお、短期資金（1年未満）は供与しない

（注）JBICの開発途上国、先進国の範囲

- 先進国・・・米国、英国、独、仏、伊、加、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スイス、オーストラリア、ニュージーランド、アイスランド
- 開発途上国・・・先進国以外の国

投資金融のスキーム例

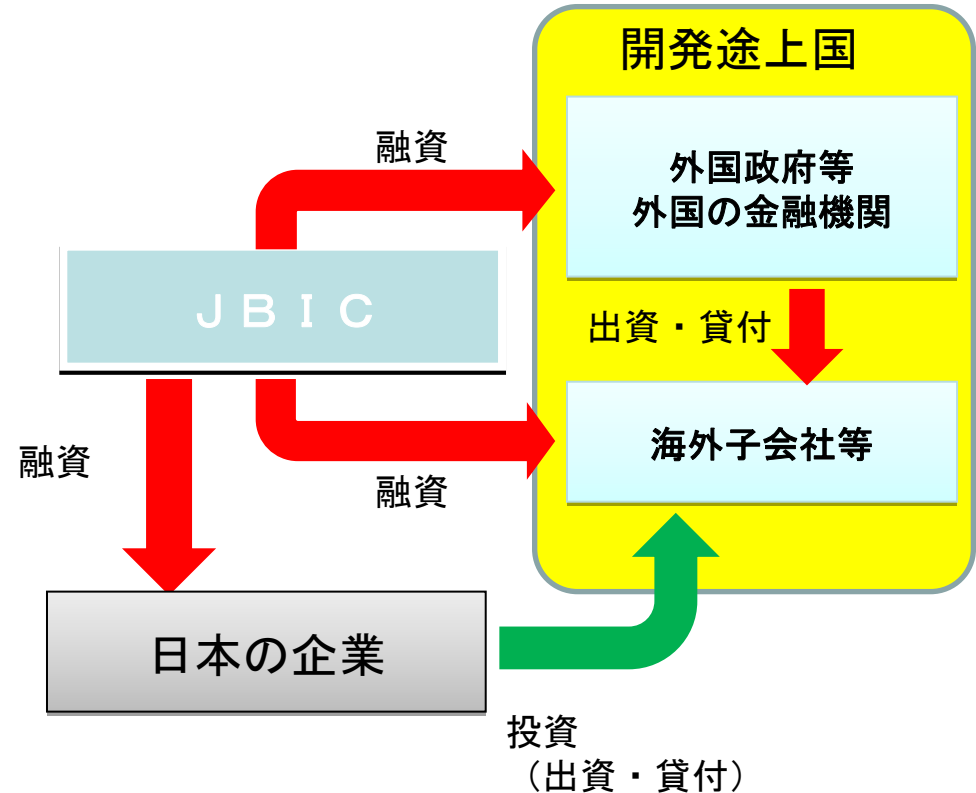


金融危機に関するJBICの対応（開発途上国向け）

[途上国向け投資金融の概要]

- 対象企業：開発途上国において事業を行う本邦企業及び現地子会社等及び外国政府等外国の金融機関
- 協調融資：銀行等との協調融資。
- 金 利：円の場合は原則各貸出時固定金利
その他の通貨の場合は原則変動金利
- 融資期間：投下資本の回収期間等を勘案して決定

投資金融のスキーム例

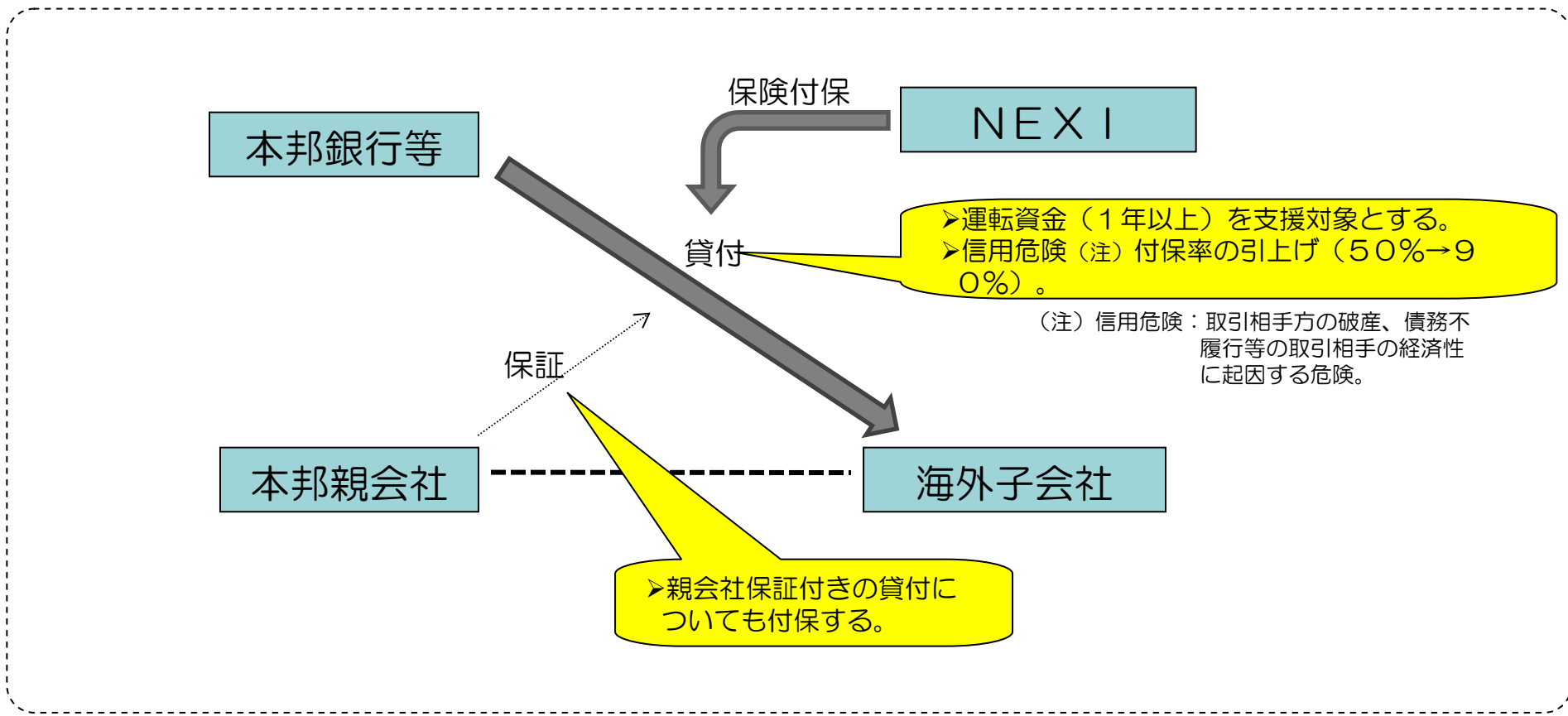


(問い合わせ先) 国際協力銀行
コーポレートファイナンス部 (東日本担当) (03-5218-3062)
西日本国際営業部 (西日本担当) (06-6311-2520)

(1) 我が国企業の海外子会社向け貸付支援

- 海外子会社向けの運転資金支援
- 海外子会社向け貸付の信用危険に係る付保率の引上げ
- 親会社保証付きの海外子会社向け貸付に対する付保

【図1 海外日系子会社向け貸付支援】

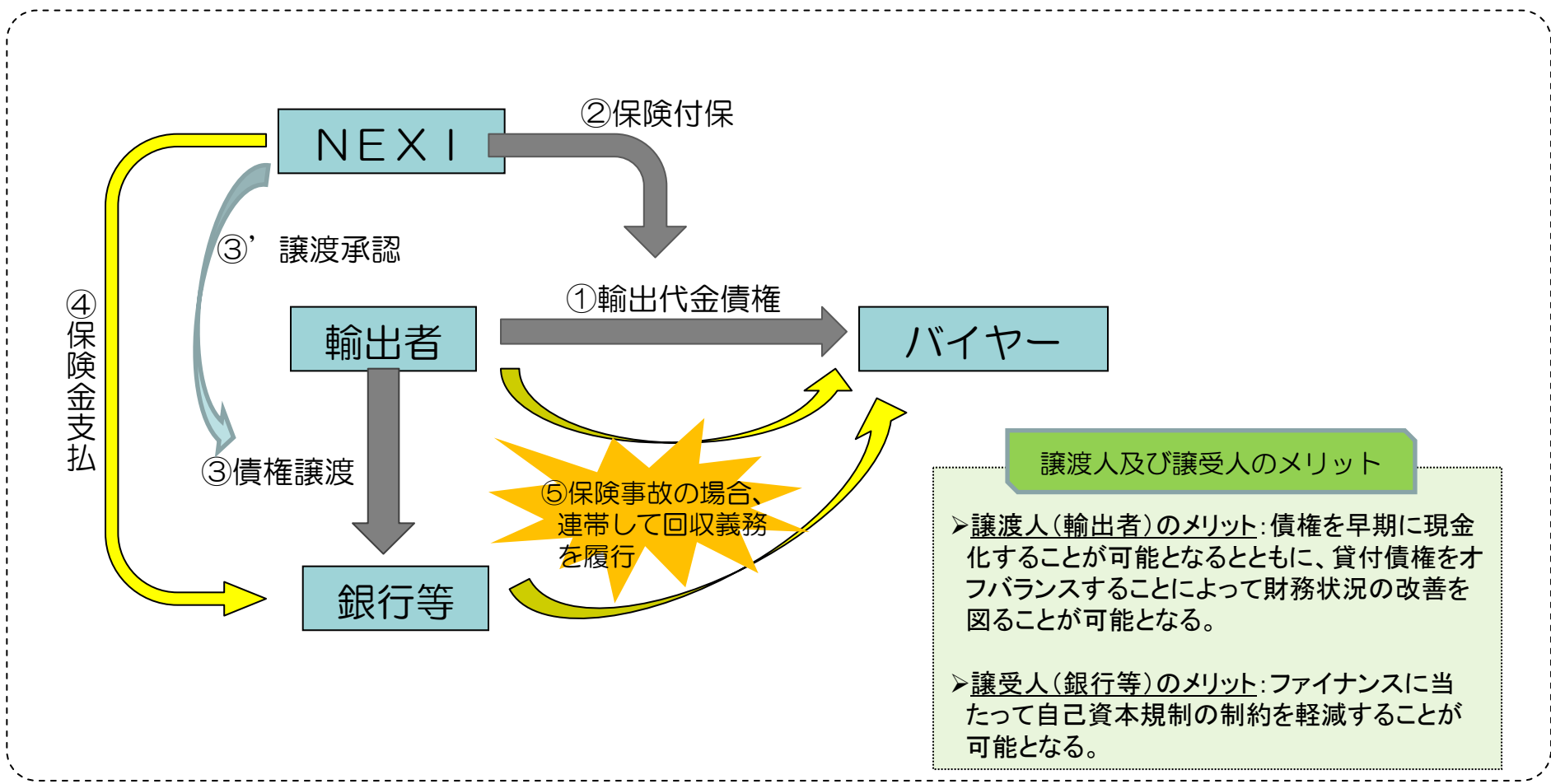


NEXIによる日系企業向け資金供給②

(2) 貿易保険付保債権の流動化

- 貿易保険が付保されている債権の流動化スキームを創設。
- 譲渡人が譲受人と連帯して引き続き回収義務を履行することが前提。

【図2 貿易保険付保債権流動化スキーム】

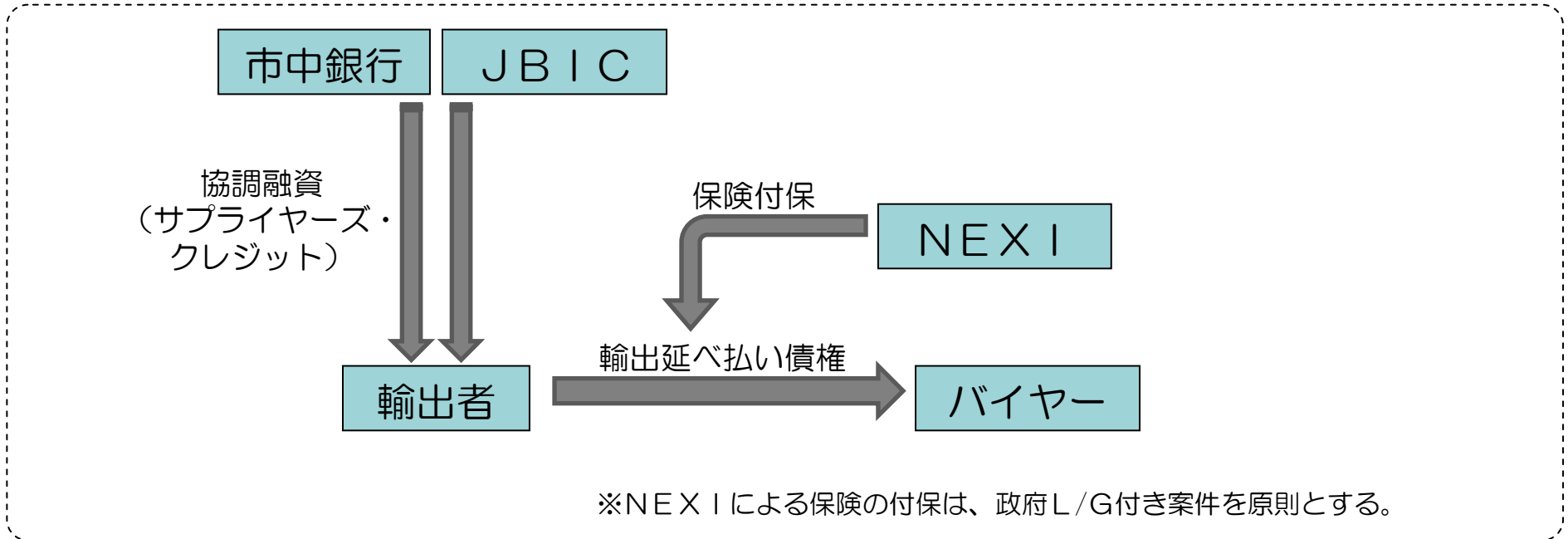


NEXIによる日系企業向け資金供給③

(3) サプライヤーズ・クレジット等におけるJBICとの協調支援

- JBICが日本企業のプラントや技術の輸出を対象とした融資で日本の輸出者に対するもの（サプライヤーズ・クレジット）を行う際に、NEXIは輸出に伴う延べ払い債権について付保（ただし、政府L/Gが付与されている案件を原則とする。）。

【図3 サプライヤーズ・クレジットのスキーム】



※NEXIによる保険の付保は、政府L/G付き案件を原則とする。

(問い合わせ先) 日本貿易保険
本店 (03-3512-7650)
大阪市店 (06-6233-4017)

地域・中小企業の安定・活性化

◆中小企業対策税制【生活対策】

- ▶中小法人等の所得のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を22%から18%に引き下げる(2年間)
- ▶中小法人等の平成21年2月以後に終了する各事業年度に生じた欠損金につき、繰戻し還付を復活

◆事業承継税制の完成

- ▶相続人の死亡以外で猶予税額が免除される場合の具体化
 - ①会社が破産又は特別清算した場合
 - ②納税猶予対象株式の時価が猶予税額を下回る中、事業を継続するため、当該株式を譲渡した場合
 - ③次の後継者に納税猶予対象株式を贈与して、事業の継続を図る場合
- ▶株式の生前贈与を促進するための贈与税の納税猶予制度の創設
- ▶株式の信託を活用した事業承継に係る環境整備

◆企業立地促進税制の拡充・延長

- ▶超軽量航空機や自動車にも使える炭素繊維、液晶用ガラス基板等製造業を対象に追加

◆長期保有土地等の事業用資産の買換えに対する課税の特例の拡充・延長【生活対策】

◆地域コミュニティを担う商店街の活性化に向けた税制支援の拡充

- ▶適期限を3年間に拡充・延長
- ▶空き店舗対策をはじめとする商店街の活性化を目的とする新法の制定に伴い、商店街等に土地を譲渡した者に対する譲渡所得特別控除を創設

◆中小企業の地力の強化・新たな事業活動展開の支援税制の延長等

- ▶中小企業の事業再生を支援する新たな認定スキームの創設に基づく税制措置
- ▶農商工等連携・人材投資等に係る中小企業関連税制の延長

◆後継者の小規模企業共済制度への加入【検討事項】

- ▶今後、各制度における加入対象者の範囲の見直しが行われる際には、新規加入者の制度上の位置付け等を勘案し、その掛金等の税制上の取扱いについて措置する

自律的な内需主導型成長に向けた経済の底力の発揮

◆省エネ・新エネ設備等の投資促進のための税制措置【生活対策】

- ▶エネ革税制の初年度即時償却(2年間)
- ▶企業や事業所の資源生産性向上に繋がる設備投資等の促進や、資源生産性向上に向けた企業再編・企業間連携の促進のための税制措置(資源生産性向上促進税制)を創設(特別償却30%(建物等は15%)、3年間(ただし、最初の2年間は初年度即時償却))

◆自動車重量税・自動車取得税の時限的減免

- ▶自動車需要の急激な落ち込みなど昨今の景気動向を踏まえ、内需振興の緊急性等も考慮し、環境対応車の普及促進税制を時限的に創設(参考)
- ▶次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車等)は免税。登録車、軽自動車及び重量車(バス・トラック等)は、燃費基準や排出ガス基準の達成度合いに応じ、75%軽減又は50%軽減。

◆住宅ローン減税の拡充・延長等【生活対策】

- ▶太陽光発電を含む省エネ・バリアフリー住宅リフォーム投資型減税の導入(平成22年12月31日まで)
 - －工事費用200万円を限度とする10%(20万円)の所得税額控除制度を創設(太陽光発電設備を設置する場合は300万円(控除額30万円))
- ▶省エネ住宅へのローン減税を拡充した上で5年間延長。
 - －最大控除限度額を大幅に拡大(一般住宅:500万円、長期優良住宅:600万円)
 - －太陽光発電設備、高断熱窓、高効率給湯設備等一定の省エネ性能設備も対象

◆自動車関係諸税のグリーン化

- ▶低公害車に係る自動車取得税の特例について、対象車種(プラグイン・ハイブリッド車)の追加を行い、必要な見直しの上で延長(3年間)(中古車対象)
- ▶低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の課税標準の特例について、充電設備の取得価額要件を「200万円以上」から「300万円以上」に引き下げた上で延長

◆海外子会社利益の国内還流のための国際租税改革【生活対策】

▶海外子会社からの受取配当の95%（＝配当に係る経費以外（諸外国並み））が益金不算入される制度（恒久措置）を創設。

▶税制に左右されずに、海外子会社の利益を必要な時期に必要な金額だけ国内へ戻すことを可能とするよう、国内還流の際の税制上の障害を取り除き、我が国の活力向上につなげる（内部留保額17兆円強）。また、国際租税制度の簡素化にも資する。

◆特定の非居住者等組合員の国内源泉所得の課税の方法に関する特例の創設

▶ベンチャーや再生企業等にファンドを通じた海外資金を呼び込むため、投資事業有限責任組合及びこれに類する外国組合（LPS等）に出資を行う、特定の非居住者・外国法人に対し、以下の措置を講じる。

①LPS等の有限責任組合員であること、組合持分が25%未満であること等一定の要件を満たす非居住者・外国法人（「特定外国組合員」）は、国内に恒久的施設を有しないものとする（株式譲渡益について非課税）

②特定外国組合員等による1年以上の長期保有等の要件を満たす株式等の譲渡については、「組合員単位」で事業譲渡類似に該当するかどうかを判定する（該当しない場合は非課税）

◆年金税制（マッチング拠出の容認等）【生活対策】

▶企業型確定拠出年金における従業員拠出（マッチング拠出）の容認と所得控除（現行の個人型に適用されている「小規模企業共済等掛金控除」）の適用

▶拠出限度額の引上げ
○企業型 他の企業年金なし 現行：月額4.6万円 → 改正後：月額5.1万円、他の企業年金あり 現行：月額2.3万円 → 改正後：月額2.55万円
○個人型 現行：月額1.8万円 → 改正後：月額2.3万円

◆オープンイノベーション促進のための研究開発関連税制の延長等

▶知識や技術の統合により新たな価値を生み出す「オープンイノベーション」促進のため、鉱工業技術研究組合制度の見直し後も、所得計算の特例等の税制措置を引き続き適用する。

▶研究開発を行う独立行政法人と民間企業との共同研究を促進するため、試験研究独立行政法人との共同・委託研究費を特別試験研究費の範囲に加え、新たに税額控除額の上乗せを行う。

◆産業活力再生特別措置法関連税制の延長等

▶産業活力再生特別措置法の計画認定を受けた事業者に対する①事業革新設備の導入に係る特別償却、②会社分割に係る登録免許税、③不動産取得税の軽減措置の延長等を行う。

資源価格変動に耐えうる低炭素社会への構造転換

◆住宅ローン減税の拡充・延長等《再掲》

◆自動車重量税・自動車取得税の時限的軽減《再掲》

◆省エネ・新エネ設備等の投資促進のための税制措置《再掲》

◆自動車関係諸税のグリーン化《再掲》

◆道路特定財源の一般財源化に伴う対応・自動車関係諸税の簡素化

▶自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制のあり方及び暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。

▶消費税の見直しを含む今後の税制抜本改革時に、揮発油税、地方道路税及び石油ガス税と消費税との併課に係る税負担調整の問題の解決を図る。

▶石油販売業の厳しい経営環境等にかんがみ、揮発油税及び地方道路税相当額の貸倒れリスクについて、流通構造全体での対応や税負担のあり方等に関し、総合的な検討を行うものとする。

◆法人実効税率の在り方

▶法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。

◆「環境と経済の両立」を可能とする地球環境対策の推進

▶経済危機に対応する景気対策の目玉として、グリーン環境投資の拡大を通じて内需拡大に貢献し、経済社会、国民の生活行動の変化を招来するよう、環境先進国として、未来に向けて低炭素化を思い切って促進する観点から、税制のグリーン化を推し進める。

▶なお、環境税については、税制抜本改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。